

木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会 の運営について

- 1. 委員会の概要
- 2. 委員会の運営

平成27年5月12日
第1回木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会



1.木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の概要

①委員会の設置根拠

木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会条例（平成27年4月1日条例第6号）
※法的な位置付け；地方自治法第138条の4に基づく市長の附属機関

②設置の目的（条例第1条）

木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の作成に関し、必要な事項を調査及び審議します。

③所掌事務（条例第2条）

- (1) 総合戦略の作成に関する事項
- (2) 前号に定めるもののほか、総合戦略の効果検証及び推進に関し必要な事項

④組織（条例第3条）

20人以内の委員で組織し、委員は次の者から市長が委嘱を行います。

- (1) 公募により選出された住民
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

⑤委員の任期（条例第4条）

委員の任期は2年間（平成29年5月11日まで）となります。
※委員の身分；地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤の特別職

2.木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の運営

①会長及び副会長（条例第5条）

- (1) 委員会に会長及び副会長1人置き、それぞれ委員の互選により定めます。
- (2) 会長は、会務を総理し、委員会を代表します。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理します。

②会議（条例第6条）

- (1) 委員会は、会長が招集し、会長が議長となります。
- (2) 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができません。
- (3) 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決します。

③委員会の会議運営

木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会運営内規（平成27年4月1日施行）に基づいて、会議を運営します。

(1) 委員会の開閉

委員会の開会及び閉会は、議長が宣言します。

(2) 委員会の会議記録

- ・委員会の会議記録を作成します。会議記録は、会議の結果及び要旨を簡潔に取りまとめたものとし、議長及び議長が指名する出席委員1名が署名するものとします。
- ・会議記録及び委員会資料は原則として公開します。（市ホームページ及び学研企画課にて閲覧）

(3) 委員会の公開と傍聴

- ・委員会は、原則として公開とします。
- ・委員会の傍聴は、木津川市議会傍聴規則に準じた傍聴に際しての遵守事項を定めています。